

令和 3 年度国民健康保険税の見込みについて

1 国民健康保険税率の改正方針

- (1) 愛知県が示す標準保険税率を目指し 7 年（H30～R6）かけて段階的に改正していきます。
- (2) 毎年、愛知県が示す標準保険税率と平成 30 年度の標準保険税率を比較し、調定見込みを試算します。
- (3) 調定見込みから必要に応じて国民健康保険税率の見直しを検討します。

2 標準保険税率について

標準保険税率とは、都道府県が示す県内統一の標準的な算定基準に基づいて、市町村ごとの国民健康保険税率の標準的な水準を示す数値のことです。

令和 2 年 1 月 30 日付け 2 国保第 1 2 6 4 号「仮係数による令和 3 年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率の算定結果について（通知）」により令和 3 年度の標準保険税率（仮算定）が示されました。

3 標準保険税率の推移

単位：％、円

年度	基礎課税額（医療保険分）			後期高齢者支援金等課税額			介護保険金課税額		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
H30	6.65%	26,500	18,800	2.26%	8,900	6,300	1.95%	10,100	4,900
R1	6.69%	27,000	19,200	2.29%	9,100	6,500	1.99%	10,300	4,900
R2	6.75%	27,600	19,200	2.42%	9,700	6,800	2.15%	11,000	5,600
R3（仮）	6.36%	25,900	18,000	2.44%	9,700	6,700	2.42%	12,200	6,200
R3-R2	△0.39P	△ 1,700	△ 1,200	0.02P	0	△ 100	0.27P	1,200	600

4 令和 3 年度国民健康保険事業費納付金（仮算定）について

国民健康保険事業費納付金とは、都道府県が、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるための県内市町村から徴収する納付金のことであり、その財源が国民健康保険税となります。標準保険税率は国民健康保険事業費納付金を算定基礎として算出されております。

5 令和 3 年度国民健康保険税率の設定

国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、原則として、国民健康保険特別会計の財政収支を国民健康保険税や国庫支出金等により賄い、均衡させることが重要です。しかしながら、本町では、決算補填等を目的とした一般会計から法定外の繰入れを行っている状況であるため、7 年計画に基づき計画的に国民健康保険税の見直しを進めたいと考えております。

6 7年計画に沿った国民健康保険税率改正

今回示された標準保険税率を目指し国民健康保険税率等を見直しました。

単位：％、円

年度	基礎課税額(医療保険分)			後期高齢者支援金等課税額			介護保険金課税額		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
H30	5.69%	25,300	24,400	1.52%	6,700	6,700	1.22%	7,200	4,700
R1	5.85%	25,500	23,400	1.64%	7,000	6,600	1.34%	7,600	4,700
R2	6.03%	25,900	22,500	1.79%	7,500	6,600	1.50%	8,200	4,800
R3	6.11%	25,900	21,300	1.95%	8,000	6,600	1.73%	9,200	5,100
R4	6.20%	25,900	20,200	2.12%	8,600	6,600	1.96%	10,200	5,500
R5	6.28%	25,900	19,100	2.28%	9,100	6,600	2.19%	11,200	5,800
R6	6.36%	25,900	18,000	2.44%	9,700	6,700	2.42%	12,200	6,200

7 調定額の比較

上記計画の令和3年度国民健康保険税率を用いた場合の調定額を前年度と比較しました。

単位：円

年度		調定額	被保険者数	一人当たり調定額
R2 (10月末時点)	医療分	563,405,900	7,529	74,831
	後期分	165,962,500	7,529	22,043
	介護分	56,543,200	2,386	23,697
	計(A)	785,911,600		120,571
R3	医療分	553,971,239	7,403	74,830
	後期分	173,712,885	7,403	23,465
	介護分	62,794,815	2,364	26,562
	計(B)	790,478,939		124,857
差額(B)-(A)		4,567,339		4,286

8 国民健康保険税の減免及び軽減措置

以下の減免及び軽減措置を適用し、適切な賦課、徴収を行います。

- (1) 後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減措置
- (2) 非自発的失業者への軽減措置
- (3) 低所得世帯への軽減措置
- (4) 失業、長期療養などに伴う減免措置

9 モデル世帯での比較

資料2のとおり